

株 主 各 位

京都府久世郡久御山町田井新荒見77
コ タ 株 式 会 社
代表取締役社長 小 田 博 英

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 初夏の候、各位におかれましては、ますますご清祥の御事とお慶び申し上げます。
平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送のほど宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）3階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項 第30期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 第30期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類承認の件
 - 第2号議案 剰余金の処分の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱いたします。

(2) 代理人による議決権行使の場合

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人の人数を1名とし、資格は当会社の議決権を有する他の株主とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

本通知の添付書類（事業報告、計算書類）及び株主総会参考書類の内容について、修正をすべき事情が生じた場合には、書面の郵送またはインターネット上の当社ホームページ (<http://www.cota.co.jp>) において掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

第30期事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果等

当事業年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を發した世界的な金融市場の混乱が実体経済に多大な悪影響を及ぼすこととなり、急速な企業収益の悪化や深刻化する雇用情勢への不安がさらに個人消費を下振れさせる要因となるなど、かつてない景気後退局面を迎えることとなりました。

当美容業界におきましても、市場の成熟化やオーバーストア、来店客数の減少、雇用確保の不安など、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。今後は、美容室、販売代理店、メーカーの各業界において淘汰や二極化が一段と表面化するものと考えられます。

このような情勢のもと当社におきましては、営業戦略の根幹となる「旬報店システム」（売上高、来店客数、客単価などの営業データを基に美容室の経営状況を分析するシステム）を基盤として、来店客へのヘアスタイル及びヘアケア等のカウンセリングの充実、スタッフの労働環境の整備、集客施策の提案など、「美容室の繁栄」のためのフォローに努めてまいりました。

また、各地域ごとに美容室経営者の情報交換や勉強の場となる「旬報店会」を設け、経営者や幹部スタッフを対象とした研修会等を開催いたしました。また、厳しい経済環境こそチャンスであると捉え、当社の最大の強みである「美容室の経営コンサルティング」に一層注力し、来店客やスタッフにとって魅力のある美容室への転換を提案してまいりました。

その結果、当事業年度末現在の旬報店数は1,057店舗（前年末980店舗）と着実に増加いたしました。また、来期末の旬報店数は1,150店舗を目標としております。

売上高の状況といたしましては、主力の「コタ アイケア」、前期に投入した業務用トリートメント「コタ クオリア」、スカルプケア製品「コタ セラ」が順調に実績を伸ばしました。また、グレイカラーとともに当社初のファッションカラーをラインナップしたヘアカラー「グラフィカ」シリーズ（昨年5月発売）は、当社独自の製品性能やカウンセリングシステムに高い評価をいただきました。これらヘアケア剤やヘアカラーの伸びが整髪料やパーマ剤の落ち込みをカバーする形となり、売上高全体では11期連続の増収を確保することができました。

費用面におきましては、トイレタリー製品をはじめ新製品カラー剤の拡販に伴う販促物、さらには出荷・配送業務にかかる物流コストなどによる販売直接費の増加、また営業活動における体制強化に係る人件費及びその他関連費用の増加、さらには前期からの設備投資による減価償却費の増加などが販売費及び一般管理費（前期比10.7%増）における主な増加要因となりました。一方製造原価では、生産稼働率の上昇に加え、仕入価格の高騰などの影響から原材料費が増加し、また労務費や危険物倉庫の建設及び新製品関連の金型などによる減価償却費が増加いたしました（前期比21.4%増）。

これらの結果、当事業年度の業績といたしましては、売上高4,546,517千円（前期比10.8%増）、営業利益855,826千円（前期比7.3%増）、経常利益865,348千円（前期比6.2%増）、当期純利益423,382千円（前期比0.6%減）となりました。

分類別の売上高は、次のとおりであります。

区 分	主 要 品 名	当 期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		前 期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		前 期 比 (%)	
		売 上 高 (千円)	構 成 比 (%)	売 上 高 (千円)	構 成 比 (%)		
製 品	トイレタリー	シャンプー・ トリートメント	2,564,493	56.4	2,368,232	57.7	108.3
	整 髪 料	ローション・スプレー・ ミスト・フォーム	869,285	19.1	893,851	21.8	97.3
	カ ラ ー 剤	ヘアカラー	555,203	12.2	323,637	7.9	171.6
	育 毛 剤	薬用育毛促進剤	181,568	4.0	151,346	3.7	120.0
	パ ー マ 剤	コールドウェーブパーマ剤・ ストレートパーマ剤	204,944	4.5	211,057	5.1	97.1
小 計		4,375,495	96.2	3,948,125	96.2	110.8	
商 品	販売促進用品・その他	171,022	3.8	156,382	3.8	109.4	
合 計		4,546,517	100.0	4,104,508	100.0	110.8	

(2) 資金調達の状況

当事業年度は、社債または新株式の発行などによる資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は78,930千円であり、その主なものは、本社生産棟における一部改修工事、千葉営業所開設に伴う諸費用、営業用車両の増車、販売管理システム及び旬報店システムにおける機能追加などによるものであります。

なお、これらの所用資金については、すべて自己資金で賄っております。

(4) 会社に対処すべき課題

経営基盤の強化と経営効率の向上

当社は、めまぐるしく変化する厳しい経済情勢と市場環境に柔軟に対応しながら、販路の拡大と既存取引先の繁栄へ向けた提案営業（コンサルティングセールス）により、着実な成長戦略を目指しております。

それにはメーカーとして、お得意先の期待に沿う顧客ニーズに合致したより良い製品の提供を常の責務と受けとめ、研究開発体制を充実するとともに多品種必要量生産を効率的に行うことにも努めてまいります。

また、顧客満足度を高める質の高いサービスの提供を行うため、優秀な人材確保及び教育制度の充実に注力いたします。

具体的には、次の課題に取り組んでまいります。

- a. 得意先美容室の繁栄へ向けての付加価値向上施策の企画・提案。
- b. 安定したカラー市場における増収基盤の確立。
- c. 「旬報店システム」のさらなる情報提供の充実及び管理体制の構築。
- d. 環境委員会を中心とした全社員による環境保全活動ならびに環境保全経営の確立。
- e. 首都圏市場のシェア拡大。

内部統制制度の充実・強化

平成 21 年 4 月 28 日に開示しましたとおり、元取締役経理部長の不正流用事件を受けて、内部統制制度をより厳格に整備・運用してまいります。具体的には次のとおりです。

- a. 全役職員へのコンプライアンス意識の周知徹底
- b. 経理部内の管理体制の強化
- c. 内部監査の強化と監査役、監査法人との連携の充実
- d. 内部統制プロジェクトチームの強化

(5) 財産及び損益の状況

	第 27 期 (平成18年3月期)	第 28 期 (平成19年3月期)	第 29 期 (平成20年3月期)	第30期(当期) (平成21年3月期)
売 上 高(千円)	3,348,135	3,664,228	4,104,508	4,546,517
経 常 利 益(千円)	630,429	761,657	814,633	865,348
当 期 純 利 益(千円)	388,003	425,418	425,902	423,382
1 株当たり当期純利益(円)	45.79	53.52	53.58	53.27
総 資 産(千円)	4,381,500	4,620,634	4,995,400	5,417,421
純 資 産(千円)	3,356,382	3,658,315	3,928,443	4,255,526

注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 第30期(当期)の状況は、前記「(1)事業の経過及びその成果等」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容

当社では、業務用すなわち美容室向けの頭髪用化粧品・医薬部外品(シャンプー、トリートメント、整髪料、カラー剤、育毛剤、パーマ剤、その他)の製造及び販売を主な事業としているほか、美容室等で利用されるDMやチラシ等の販促物、施術時に使用する美容小物品等の販売を行っております。また、美容室等の新規出店・店舗増改築に際する業者への仲介等もサービス業務として行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

《名 称》	《所 在 地》	《名 称》	《所 在 地》
本 社	京 都 府 久 世 郡	横 浜 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
本 社 工 場	京 都 府 久 世 郡	京 都 営 業 所	京 都 府 京 都 市
東 京 支 店	東 京 都 澁 谷 区	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市	岡 山 営 業 所	岡 山 県 岡 山 市
金 沢 支 店	石 川 県 金 沢 市	熊 本 営 業 所	熊 本 県 熊 本 市
仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市	鹿 児 島 営 業 所	鹿 児 島 県 鹿 児 島 市
千 葉 営 業 所	千 葉 県 千 葉 市		

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 較 増 減	平 均 年 齢	平 均 在 籍 年 数
男 性	155名	6名増	32.9歳	8.3年
女 性	46名	4名増	30.4歳	6.8年
合計または平均	201名	10名増	32.4歳	8.0年

注) 従業員数は、就業人員を示しております。

- (9) 主要な借入先
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,947,894株（自己株式2,106株除く。）
- (3) 株主数 1,057名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
有 限 会 社 英 和 商 事	1,329,000株	16.72%
小 田 英 二	823,500	10.36
小 田 博 英	372,500	4.68
小 田 和 子	224,000	2.81
加 藤 賢 二	187,000	2.35
竹 田 和 平	165,000	2.07
齋 藤 義 継	164,500	2.06
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	150,000	1.88
大 成 化 工 株 式 会 社	150,000	1.88
片 山 正 規	137,500	1.73

- 注) 1. 出資比率については、自己株式（2,106株）を控除して算出しております。
2. 発行済株式の総数（自己株式を除く）の10分の1以上の株式を有する株主2名を含め、上位10名の株主を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	小 田 博 英	
取締役会長	齋 藤 義 継	
常務取締役	片 山 正 規	C S部長兼営業第一部長
取締役	廣 瀬 俊 二	営業第二部長
取締役	長谷川 直 樹	経理部長兼生産部長
取締役	則 包 正 二	総務部長兼研究部長
監査役(常勤)	富士元 信 雄	
監査役(非常勤)	高 橋 芳 廣	
監査役(非常勤)	北 野 勝 久	

注)1. 監査役 高橋芳廣氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当該事業年度中に辞任した監査役は次のとおりであります。

(氏 名) (辞任時の地位及び担当) (辞任年月日)

北野 勝久 監査役 平成21年3月31日

3. 取締役 長谷川直樹氏は、平成21年4月28日をもって辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 176,583千円

監査役 3名 19,060千円

注) 上記の取締役及び監査役の報酬等の総額には、定額報酬のほか賞与22,480千円及び当事業年度に繰入れた役員退職慰労引当金47,680千円を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

貸借対照表

第30期 (平成21年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
項 目		金 額		項 目		金 額	
流動資産		3,034,887		流動負債		779,407	
現金	預金	379,749		買掛金		87,735	
受取手形	掛金	19,721		未払金		281,741	
売掛金	証券	898,880		未払費用		27,060	
有価証券		1,152,698		未払法人税等		280,000	
商製		29,190		未払消費税等		21,044	
原貯材	蔵品	348,950		未払引当金		61,981	
仕前掛	品	110,103		賞与引当金		5,114	
前掛	品	16,123		販売奨励引当金		14,730	
前延	渡金	4,242		その他		14,730	
繰延	費用	245		固定負債		382,487	
繰延税金	資産	17,603		役員退職慰勞引当金		301,160	
繰延税金	資産	57,172		預り保証金		81,327	
繰延税金	資産	805					
繰延税金	資産	600		負債合計		1,161,894	
繰延税金	資産	600					
固定資産		2,382,534		純資産の部			
(有形固定資産)		(1,734,530)		項 目		金 額	
建物		654,638		株主資本		4,264,392	
構築物		17,657		資本		387,800	
機械装置		38,891		資本剰余金		330,800	
運搬器具		35,610		資本準備金		330,800	
器具備品		82,622		利益剰余金		3,546,908	
土地		901,739		利益準備金		46,800	
建設仮勘定		3,370		その他利益剰余金		3,500,108	
(無形固定資産)		(31,291)		固定資産圧縮積立金		9,098	
ソフトウェア		23,635		別途積立金		2,900,000	
電話加入権		5,970		繰越利益剰余金		591,009	
施設利用権		1,685		自己株式		1,115	
(投資その他の資産)		(616,711)		評価・換算差額等		8,866	
投資有価証券		241,005		その他有価証券評価差額金		8,866	
長期前払費用		2,234					
繰延税金	資産	165,590		純資産合計		4,255,526	
長期性預金		100,000					
差入保証金		33,621		負債及び純資産合計		5,417,421	
前払年金費用		74,259					
資産合計		5,417,421					

注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

第30期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金	額
売 上 高		4,546,517
売 上 原 価		1,229,888
<u>売 上 総 利 益</u>		3,316,628
販売費及び一般管理費		2,460,801
<u>営 業 利 益</u>		855,826
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	11,077	
投資有価証券売却益	2,233	
そ の 他	8,993	22,304
営 業 外 費 用		
たな卸資産廃棄損	8,768	
たな卸資産評価損	1,066	
そ の 他	2,947	12,782
<u>経 常 利 益</u>		865,348
特 別 利 益		
そ の 他	3,599	3,599
特 別 損 失		
固定資産除却損	690	
投資有価証券評価損	131,725	
そ の 他	10,818	143,234
<u>税 引 前 当 期 純 利 益</u>		725,713
法人税、住民税及び事業税	365,458	
法人税等調整額	63,128	302,330
<u>当 期 純 利 益</u>		423,382

注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第30期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成20年3月31日残高	387,800	330,800	330,800
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
固定資産圧縮積立金の取崩			
別途積立金の積立			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計			
平成21年3月31日残高	387,800	330,800	330,800

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利益剰余金計
		固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
平成20年3月31日残高	46,800	9,796	2,600,000	578,204	3,234,801	833	3,952,567	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				111,276	111,276		111,276	
固定資産圧縮積立金の取崩		698		698				
別途積立金の積立			300,000	300,000				
当期純利益				423,382	423,382		423,382	
自己株式の取得						281	281	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計		698	300,000	12,805	312,106	281	311,825	
平成21年3月31日残高	46,800	9,098	2,900,000	591,009	3,546,908	1,115	4,264,392	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	24,123	24,123	3,928,443
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			111,276
固定資産圧縮積立金の取崩			
別途積立金の積立			
当期純利益			423,382
自己株式の取得			281
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)	15,257	15,257	15,257
事業年度中の変動額合計	15,257	15,257	327,082
平成21年3月31日残高	8,866	8,866	4,255,526

注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 製品 原材料 仕掛品

総平均法に基づく原価法

貯蔵品

移動平均法に基づく原価法

（会計方針の変更）

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

なお、これによる影響額はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5～50年

機 械 装 置 9年

工具器具備品 2～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日法律第23号)に伴い、法定耐用年数及び資産区分が見直されました。これにより、当社の機械装置については、従来耐用年数を9年としておりましたが、当事業年度より8年に変更しております。

なお、この変更が損益に与える影響額は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)にわたる定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(3) 販売奨励引当金

当事業年度の売上に係る割戻金等の支払いに充てるため、代理店等への売上高に対して契約に基づく割戻金等の支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。

なお、当社は適格退職年金制度を全面的に採用しており、当事業年度末は、74,259千円を投資その他の資産に前払年金費用として表示しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識

当社の売上高の計上基準は、顧客である販売代理店、美容室からの受注に基づき出荷した時点で売上高の計上をしております。また、当社では美容業界の繁忙期が会計期間の下半期となり、売上高のウェイトも市場動向に合わせた営業施策を採用していることから、特に12月・3月での計上が大きくなる傾向にあります。

(2) 費用の認識

当社の費用の計上基準は、発生主義に基づき計上しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | | |
|-------------------|-------------|-----------|
| 1. 担保に供している資産 | 土 地 | 282,835千円 |
| | 建 物 | 38,717千円 |
| 対応債務 | 該当事項はありません。 | |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 995,790千円 |

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	7,950,000			7,950,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	1,707	399		2,106

3. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1株当たり配当金	基 準 日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	111,276千円	14円	平成20年3月31日	平成20年6月25日

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1株当たり配当金	基 準 日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	119,218千円	15円	平成21年3月31日	平成21年6月24日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

《繰延税金資産》

(1) 流動資産

未払事業税	22,237千円
賞与引当金	25,015千円
その他	9,919千円
合 計	57,172千円

(2) 固定資産

役員退職慰労引当金	121,548千円
その他有価証券評価差額金	5,999千円
その他	74,170千円
合 計	201,718千円
繰延税金資産の合計額	258,891千円

《繰延税金負債》

固定負債

固定資産圧縮積立金	6,157千円
その他	29,971千円
繰延税金負債の合計額	36,128千円
繰延税金資産の純額	222,763千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2%
住民税均等割等	0.5%
法人税額の特別税額控除額	2.6%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.7%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 535円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 53円27銭 |

注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	423,382千円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る当期純利益	423,382千円
普通株式の期中平均株式数	7,947,894株

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、設備拡充のため、下記の土地・建物を平成21年5月1日に取得することが確定しました。

物件所在地	取得価格
1. 久世郡久御山町大字田井小字 新荒見111番 土地：2,866.11㎡ 建物：3,597.16㎡	219,264千円
2. 久世郡久御山町大字田井小字 新荒見126番1 土地：955.37㎡ 建物：1,002.02㎡	69,735千円

なお、当該物件は、建物を撤去し更地とし、当社工場の建設を予定しております。

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 30 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監査役は、監査役会議にて監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、次の「会社の元取締役による不正行為について」を除き認められません。

< 会社の元取締役による不正行為について >

会社の元取締役経理部長兼生産部長（平成 21 年 4 月 28 日付で辞任）が、複数年度にわたり会社の資金 10,818 千円を私的に流用しておりました。当該流用資金につきましては、平成 21 年 3 月期において特別損失として処理しております。また、会社は同様の事態の再発防止のための対策として、全役職員へのコンプライアンス意識の周知徹底、経理部内の管理体制の強化、内部監査の強化と監査役、監査法人との連携の充実等を掲げ、内部統制制度の充実及び強化に努めております。

今後、再発防止のために行われる上記対策の進捗及び運用状況を継続的に注視する考えであります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 後発事象

個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおり、会社は工場設備拡充のため、平成 21 年 5 月 1 日に土地及び建物 289,000 千円を取得することが確定しております。

平成 21 年 5 月 7 日

コ タ 株 式 会 社

監査役（常勤） 富士元 信 雄 ㊞

監査役 高 橋 芳 廣 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第30期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類承認の件
本議案の内容につきましては、添付書類（9頁から18頁まで）に記載のとおりであり、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役会といたしましては、第30期の計算書類（貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

第30期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円
配当総額 119,218,410円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 300,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は会社法第2条第6号に定める大会社ではありませんが、株式会社大阪証券取引所における「企業行動規範に関する規則」第9条の規定を受け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、会社法第328条第1項の規定に基づく監査役会及び会計監査人を設置することとし、これに対応するため所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第8条、第9条第2項、第12条第3項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条、第12条第3項)

その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総則	第一章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会、取締役、取締役会および監査役の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第二章 株式	第二章 株式
第6条～第7条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)
(株券の発行)	(削除)
<u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第9条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項に掲げる権利 (2)～(3) (条文省略)	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)～(3) (現行どおり)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。	第10条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める「株式取扱規程」による。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第12条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>（基準日） 第13条 （条文省略）</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>（招集） 第14条 （条文省略）</p> <p>（招集権者および議長） 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長になる。</p> <p>第16条～第17条 （条文省略）</p>	<p>3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>（基準日） 第12条 （現行どおり）</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>（招集） 第13条 （現行どおり）</p> <p>（招集権者および議長） 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>議長となる。</u> 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第16条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第四章 取締役、監査役、および取締役会</p>	<p>第四章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役および監査役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は12名以内、<u>監査役は4名以内とする。</u></p>	<p>第17条 当社の取締役は12名以内とする。</p>
<p>(取締役および監査役の選任方法)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p>
<p>第19条 当社の取締役および<u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役および<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役および監査役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第20条 (条文省略)</p> <p>2 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>第21条～第23条 (条文省略)</p>	<p>第20条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第24条 取締役および<u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p align="center"><u>第五章 監査役および監査役会</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役の員数)</u> <u>第25条 当社の監査役は4名以内とする。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役の選任方法)</u> <u>第26条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第29条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第六章 会計監査人</u>
(新設)	<u>(会計監査人の選任方法)</u> <u>第30条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
第五章 計算	第七章 計算
第26条～第28条 (条文省略)	第32条～第34条 (現行どおり)
<u>(配当金の除斥期間)</u> <u>第29条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u>	<u>(配当金の除斥期間)</u> <u>第35条 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u>
(新設)	<u>(附則)</u> <u>第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u> <u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u>

第4号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役 高橋芳廣氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本決議につきましては、監査役の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式数
1	星野 美知男 (昭和21年11月27日生)	昭和40年4月 曾田香料(株)入社 平成10年4月 同社大阪支店長 平成20年11月 同社退職 現在に至る	0株
2	吉井 英雄 (昭和33年4月10日生)	昭和62年3月 公認会計士登録 平成11年3月 米国公認会計士合格 平成12年4月 公認会計士吉井英雄事務所開設 現在に至る	0株

注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 星野美知男氏及び吉井英雄氏は、新任の社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

星野美知男氏は、美容業界と関係の深い分野における高い知識と企業活動に関する豊富な見識を有しておられ、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

また、吉井英雄氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、各候補者は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

星野美知男氏及び吉井英雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社が株式を上場しております株式会社大阪証券取引所において「企業行動規範に関する規則」に改正があり、上場会社については、会計監査人の設置が義務付けられることとなりました。これを機に、会計監査体制の一層の充実・強化を図るため会計監査人の選任を求めるものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

監査法人の名称	監査法人和宏事務所
事務所	主たる事務所 東京都千代田区神田北乗物町7番地 K Sビル 従たる事務所 大阪市中央区島町二丁目2番19号 長光寺ビル
沿革	昭和54年2月26日 監査法人和宏事務所設立
概要 (平成21年3月31日現在)	出資金 900百万円 構成人員数 8人

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成21年3月31日をもって辞任された監査役 北野勝久氏、及び本総会終結の時をもって任期満了により退任されます監査役 高橋芳廣氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で慰労金を贈呈することとしたといたし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
北野勝久	平成13年6月 当社監査役 平成21年3月 同 辞任
高橋芳廣	平成11年6月 当社監査役 現在に至る

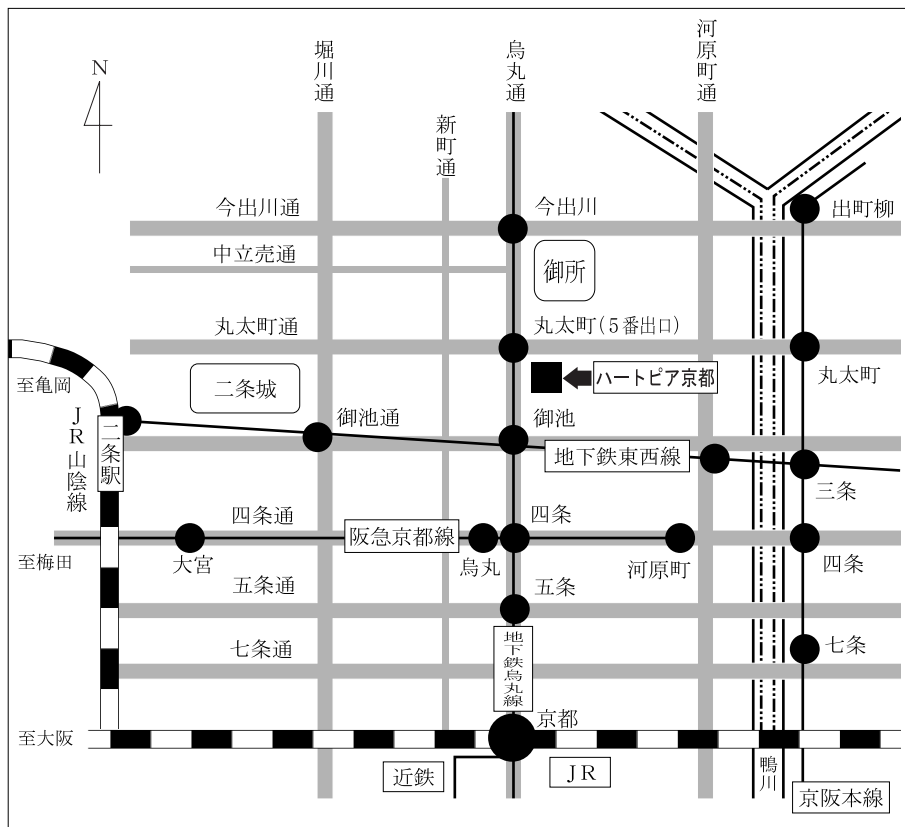
以上

(メ 毛)

(メ 毛)

株主総会会場ご案内図

会 場 京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）
3階 会議室
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地



地下鉄烏丸線丸太町駅（5番出口）すぐ

駐車場はご用意いたしておりませんので、交通は公共機関をご利用ください。